

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第43集 (2011年度) 2012年3月発行：255-270

大学運営に関する学生参加の実際とその課題

—ノルウェーの事例を中心に—

廣 内 大 輔

大学運営に関する学生参加の実際とその課題

—ノルウェーの事例を中心に—

廣内大輔*

1. 問題の所在

学生が高等教育の重要な当事者であることは、洋の東西を問わず自明であり（UNESCO, 1998, 7頁；文部省, 2000；European ministers, 2001；中村, 2007）、学生の意向をどのようにして大学運営に反映させることが適当であるのかということは、今後の高等教育政策を考える上で重要な課題の一つと言える。実際、1998年に国際連合教育科学文化機関によって採択された所謂ユネスコ高等教育宣言には、大学運営上の様々な領域に学生の参加が保障されるべき旨が含まれており、また欧州で過去約10年間に渡り取り組まれてきたボローニャ・プロセスの下でも、学生の地位や権利が積極的に評価されるようになるなど、学生を広く高等教育政策に参加させようとするのは、すでに当然視されていると考えてよい（大場, 2005, 2009）。

ところで高等教育政策における学生参加には、個別の大学内部での運営に学生が参加することを指す場合と、個々の大学を超えた国家レベル又は国際レベルの高等教育政策に学生が関与することの両方が含意されるが両者は互いに不可分な関係にある。例えば国の質保証活動一つをとってみても、その第一義的な責任は各機関にあるとされ（European ministers, 2003）、大学内部での学生参加が国家レベルでの参加に至る段階として認識されている（Bologna Follow-up Group, 2005）。つまり各国の大学内の運営における学生参加が、法令等でどのように整備されているか、そして実際にはどういった構造を有し、またいかなる問題を抱えているのか、という点から検討を始めることは、国際的に合意された学生参加の実現性を問うという観点からも価値を有すると言える。

本研究はこのような問題意識を基に、ノルウェー及びその旗艦大学であるオスロ大学を事例にとり、まず学内の運営への学生参加に関する法令と実際の構造を把握する。その上で質問紙調査を行うことで、こうした活動に従事する当事者が考える当該制度の問題点とそれへ対策の一端を明らかにすることを目的とするものである。なお本研究では、Arnstein（1969）が示した市民参加の梯子モデルを参考に、理事会や評議会など大学運営上の公式な会議体に学生が議席を有し、陪席者に留まることなく教職員らと対等に議決に関与することを学生参加と定義する。

2. 学生参加の動向

世界最初の大学であるボローニャ大学が学生を中心とした組合として形成されたように、初期の

* 広島大学大学院教育学研究科教育人間科学専攻（高等教育学）

大学では学生が運営に関し強い発言権を有していたことはよく知られる（安原，2008）。このように学生参加は大学の起源にまで遡るテーマであるが，近現代に限って見れば以下の2つの節目に着目するのが適当である。

一つ目は1960年代後半，世界的に生じた大学紛争の産物として学生参加が制度化され学生が大学運営の中に役割を獲得していったことである（Altbach, 1992）。欧州では1968年から1976年までの間に，学生を参加させる大学の運営構造が法律の整備によって，ベルギー，デンマーク，フランス，ドイツ，オランダ，ノルウェーへと広がっていった（de Boer & Stensaker, 2007）。この時代の制度は，学生からの働きかけが原動力となったこと（Bergan, 2004b）や法令として整備されたことに特徴があり，学生参加の歴史を語る上で一つの到達点であると言える。

二つ目は冒頭でも示したとおり，1990年代末から始まったボローニャ・プロセスの下で生じた議論である。2003年6月にはノルウェー教育研究省の主催により「大学運営への学生参加」と銘打った会合がオスロで開催されたが，この会合に先立ち学生参加の現状を把握するための調査がノルウェーの教育担当大臣から欧州評議会に対して依頼された。この調査によって，学生参加に関する法令の有無や学生代表の選出状況，実際に及ぼしうる影響等に関する情報が全欧レベルでまとめられるに至った（Persson, 2004）。

このように欧州では高等教育政策の重要なイシューとなっている学生参加ではあるが，一方でその諸課題については，Persson（2004）による全欧規模の調査によりマクロな状況を概観することはできるようになったものの，個別の国の内部事情を把握するには未だ情報不足の感が否めない。そこで以下では，先述の会合「大学運営への学生参加」の開催を強く希望し（Bologna Follow-up Group, 2003），ボローニャ・プロセスの目標の一つである質保証活動への学生参加について優れた進捗状況を見せるノルウェー（山本ほか，2010）を事例として個別の国の内部実態に迫る。

3. ノルウェーの学生参加

(1) 大学と高等実科学校（*høyskole*）に関する法律（大学法）

ノルウェーは，ユネスコ高等教育宣言やボローニャ宣言よりも前から学生参加を法律に謳うなど，学生参加について歴史を有する国である。高等教育に関する取り決めを大学法等の法律により整備することは北欧諸国に共通しているが（堀井編，2009），ノルウェーも例外でない。同国における大学運営への学生の参加は1970年代から次第に認められるようになり，1995年に施行された旧大学法によってより公式な権利として法制化されている（Frydenlund, 1999）が，先行研究では大半の学生が学生参加に無関心であることがその課題であると指摘されている。例えばNOKUT（2004）は「多くの学生に関わりのある仕事のごくわずかの学生しかしていない」ことが近年の傾向であると記している。西山（2009b）も「一般学生の意識は決して高いものではなく，一部の活動的な学生の存在によって学生参画システムが実質化している」と述べている。

現行の大学法は2005年から施行されている「大学と高等実科学校に関する法律」である。この大学法には学生に関する条項が随所に見受けられるが，学生の関与や参加に関係が強いと判断できる

箇所を挙げれば表1ようになる。

まず大学運営を司る全学レベルの会議体である理事会（styret）は、学内の最高議決機関であり11名で構成される。内訳は議長（学長）1名、教員3名、職員1名、学生2名、学外委員4名である。通常理事会役員の内任期は4年間であるが学生役員だけは1年間とされている。なおこれ以外の会議体についても、第4章第4—4節(1)が定めるように、最低でもその20%を学生の議席としなければならない。この20%ルールに従った結果、学生代表の数が1名となってしまう場合にはもう1名追加できることになっている。

表1 大学法に見る学生の参加に関わる記述

章	節	項目	主な内容
第1章	1-3	f	大学内の公の討論の場への当該機関の教職員と学生の参加に関する規定を作ることによって、この法律の目的を促進すべきこと。
	1-6	(1)	大学内の質保証制度に関しての十分な内規を定めること。この制度には、学生による授業評価が含まれていなければならないこと。
第4章	4-1	(1)	学生が自らの利益を保護し意見を表明するために、全学レベル、学部レベル、学科レベルで学生団体を設立しうること。
		(3)	大学は、学生団体が十分に機能しうるような条件を提供せねばならず、その内容は、全学レベルの学生団体との間で取り決められるべきこと。
		(4)	学生団体は、学生に関する全ての議題について、それぞれのレベルで見解を表明できること。
	4-2		学習計画書 ¹⁾ には、学生が大学及び他の学生に対して負う義務に関する条項が含まれるべきこと。
	4-3	(1)	大学の理事会が学生の学習環境に責任を負っており、学生福祉団体 ²⁾ との共同で、学習環境の維持、学生の福祉向上に努めねばならないこと。
		(3)	学習環境委員会は、大学側と学生側から同数の代表者によって構成され、その議長は年ごとに双方から交互に選出されなければならないこと。
4-4	(1)	意思決定に関わる全ての会議体は、最低でもその議席の20%を学生代表に割り当てねばならないこと。（直下に示す理事会は適用外と思われる一筆者注一）	
第9章	9-3	(1)	最高議決機関である理事会は、11名で構成され、そこには2名の学生メンバーが含まれなければならないこと。

同法第4章で注目に値することは、学生団体についての規定であり、第4—1節(1)で学生が自らの利益のために全学レベルの学生団体を設立しうること、加えて学部・学科レベルでも学生が団体を設立することを認め、同節(3)には、大学に対し学生団体がその活動を行うに十分な条件を提供せねばならないことが明記されている。その内容は、大学側と各大学における全学レベルの学生団体との間で取り決めることになっている。

(2) オスロ大学における学生参加

では、このような大学法を有するノルウェーにおいて、学生参加の取り組みは具体的にどのような形で行われているのであろうか。ここではオスロ大学を事例としてその実態に迫ってみたい。オスロ大学は1811年に設立されたノルウェー最古の大学であり、8学部と約3万人の学生を擁する大規模総合大学である。1946年に同国2つ目の大学としてベルゲン大学が設立されるまでは、ノルウェー唯一の大学として君臨してきた伝統を有する。その学術レベルも国際的に高く評価されており、上海交通大学による2011年版世界大学学術ランキングでは75位にあげられている。以下、この大学に

における全学レベルと学部レベルを中心に学生参加制度の構造と実態を把握する。

全学レベルの学生組織：「学生議会」(Studentparliament)

全学レベルの学生組織としてオスロ大学の学生集団の最上位に位置するのが「学生議会」(Studentparliament)であり議席数は36である。この内の8議席については各学部から1名ずつ就任できるように割り当てられている。どの学生を学生議会に送り込むかは後述する各学部の学生委員会にその選出が委任されていることもあり学部学生委員会と学生議会の双方で重複してメンバーを務める者もいる。残る28議席をめぐっては、全学生の中から選挙によって選ばれた者がその席につく。この28名を選出する選挙の投票率は2009年の選挙で12.3%、2008年で9.3%と高くはない³⁾。

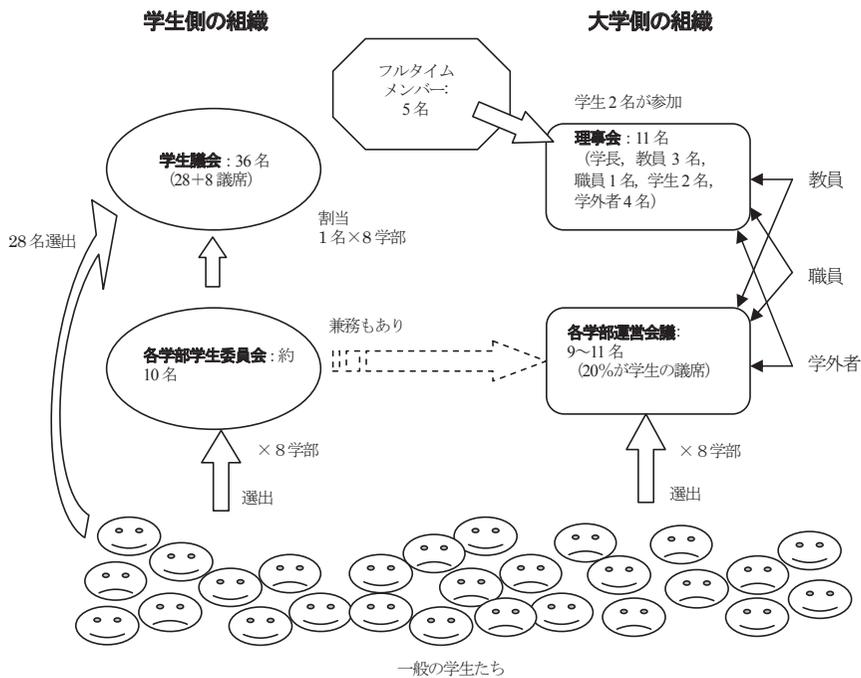


図1 オスロ大学における学生組織と大学側運営組織との関係

この28名によって、学生議会の36名のメンバーとは別に、学生議会のためにフルタイムで働く5名が選出される。この5名は学業を休学し学生議会の職務に専念する。両者の間に重複はない。ところで、大学法によって理事会には学生代表の議席が2つ用意されなければならないことを先に述べた。理事会に出席するこれら2名の学生代表はいずれもこのフルタイムのメンバーである。

学部レベルの学生組織：「学部学生委員会」(Studentutvalg)

全ての学部には「学部学生委員会」(Studentutvalg)と呼ばれる学生組織が存在している。オスロ大学には8つの学部があるため学部学生委員会も8つ存在する。この委員会に所属するメンバーは学

生からの選挙で選ばれ、その数は学部ごとに差異はあるが概ね10名前後である。

学部学生委員会がどのような役割を果たしているのかを探るため、想定されうる23の職務領域⁴⁾を箇条書きにした紙を複数の学部学生委員会の執務室に持参しメンバーら17名⁵⁾に対し、それら23の領域が学部学生委員会の仕事であると考えているかどうか回答を依頼した。無論この調査は後述する質問紙調査を行うための予備調査の域を出ないが、この時点で大学運営に関与する学生が集まる執務室にてこうした聞き取りを行うことは、オスロ大学の学生参加活動について大綱的な情報を得るうえで適当な方法であると考えた。

まず職務領域についての問いに先立ち、そもそもオスロ大学における学生参加制度は、こうした活動に関わっていない学生たちにどの程度認識されているものであるのかを探るため、「大半の学生たちは各レベルにある学生組織の役割や機能の違いを知らないのではないか」との質問をした。これに対し、知らないと思うという選択肢に明確に印をつけた者が17名中12名いた。学生参加活動が大部分の学生たちにとって関心の外にあることをうかがえる興味深い事実である。23の職務領域について17名から寄せられた回答のうち、最も多くの者が挙げたのは教員の不適切な言動について(領域5)と職員の不適切な態度(領域8)であり、いずれも16名がこれを学部学生委員会の扱うべき職務と考えていた。次いで読書室やパソコン室の運営(領域12)および冷暖房をはじめとする施設設備関係についての訴え(領域13)を15名が挙げている。また、教員の昇進や懲戒といった人事関係事項にもこれら委員会が関与すると答えた回答者も15名いた。このように、予備調査からは学部学生委員会のメンバーたちが、施設・設備の改善に関する要望や提言、教職員の就業態度や人事に関する案件、課外活動などを含む大学の運営に関与しうることが分かった。

学部の運営を司る大学側の会議体である学部運営会議にも、法令が定めるように学生の代表が議席を有している。ここで言う学生の代表は原則としてその学部に在学する全学生の中から選ばれることになっているが、学部学生委員会のメンバーが兼務することも珍しくない。なお学部学生委員会のメンバー選挙の投票率は低く、例えば2009年2月に行われた社会科学部学生委員会のメンバー選挙の投票率は約0.3%にとどまった。メンバーの一人である Ørjan Skår 氏によると、社会科学部にはおよそ6,000人の学生がいたにも関わらず実際の投票数は20票であったとされる。

4. 質問紙調査

(1) 調査の対象と方法

次に、オスロ大学の学生参加制度が抱えている問題点及び学生代表が考えている対策について明らかにするため、学部レベルの学生組織すなわち学部学生委員会のメンバーに対して質問紙調査を行った。学部学生委員会を対象としたのは以下の理由による。

まず全学レベルの学生組織である学生議会には36名ものメンバーがいるが、彼らは通常、学生メンバーのみで開催される定例会議に出席することを職務としており、一般学生の代表として教員や職員との仲介役となってそのダイナミズムに触れることは少ないと考えられる。学科レベルには「学科学生委員会」(Fagutvalg)が存在するが詳細な観察が困難であった。これに対し両レベルの中

間に位置する学部学生委員会は、全ての学部等に等しくその存在を確認できるだけでなく、学部学生委員会のメンバーには、学生議会や学科学生委員会にも同時に関わっているか、あるいは過去にそれらに従事していた経験を有する者もいた。こうしたことから学部学生委員会を学生参加活動の中心的な存在として捉えることができると判断した。

質問紙には学生参加制度の問題点を把握することを目的に、8つの質問項目を設けた⁶⁾。全ての項目には自由記述方式を採用した。本稿で取り上げるのはそれらの最初の2つ、項目1：現行の学生参加制度にはどのような問題があると思いますか、及び項目2：どのような新しい対策を望みますか、についてである。すでに先行研究および筆者による予備調査から、学生参加という取り組みが、全ての学生に影響を与えうる制度であるにも関わらず低調であることが判明していたこともあり、この制度にはなんらかの問題点があると仮定してこれらの項目を作成した。

質問紙は2009年4月～6月にかけて、8学部の学部学生委員会メンバー80名に電子メールで送付し40名⁷⁾から返信を得ることができた。このうち項目1については39名から、項目2については36名の回答者から意見を聞くことができた。

分析は記述された英文を和文に逐語訳した後、質的データ分析ソフト「Weft QDA Version 1.0.1」⁸⁾に取り込んだ。続いて各人の記述から、項目1については①～⑧の、項目2についてはi～viiの各カテゴリーに該当する箇所を抽出し、次頁に示す表2のとおり分類した。なお、この作業にあたっては佐藤（2008）を参考にしている。

(2) 調査結果のまとめと分析

問題点は何か

項目1について言えば、まず、最も多く寄せられた回答は学生の関心や参加が低調であることを嘆くものであり、23件をこのカテゴリーに分類した（表中①）。学生参加制度に関する情報の伝達が良くない、とする記述は16件を数えた（表中②）。また、学生参加の制度そのものがよく知られていない、というカテゴリー（表中③）には11件を計上した。これらの回答はいずれも①に挙げられた問題が生じる原因と捉えることもできよう。情報伝達の不備についてA氏は、

「『今、何が起きているのか?』ということについての情報が、めったに学生に届いていないことです。そしてしばしば意思決定が行われた後に伝わってくる場合があります」⁹⁾

と答えているように、情報伝達の欠陥や不備により学生参加制度や関係する情報が周知されず、このことが低い関心や低調な参加といった問題を引き起こしていると思われる。

学生の権力が弱い、あるいは、大学側から軽視されているように感じる、という類の記述は7件を数えた（表中④）。例えばB氏は、

「私たちは、言葉によって学部運営会議に影響を与えることはできますが、それは“権力”というほどのものではありません。もっとも、学部を運営しているのは私たち学生だけではなく、

表2 キーワードをまとめた回答のグループ

項目1：問題点			項目2：望む対策		
回答カテゴリー		件数	回答カテゴリー		件数
①	学生の関心や参加が低調である	23件	i	この制度に関する情報提供を改善すること	15件
②	この制度に関する情報の伝達に難がある	16件	ii	財政面での充実を図ること	7件
③	この制度が学生によく知られていない	11件	iii	大学の構成員間のコミュニケーションを密にすること	5件
④	学生の権力が弱い、あるいは大学側から軽視されている	7件	iv	積極的な勧誘やトレーニングを行うことで学生を啓蒙すること	5件
⑤	学業等との両立が時間的に困難	4件	v	学生を尊重し、彼らに十分な権限と責任を与えること	4件
⑥	この制度を政治的に利用する学生がいる	2件	vi	もっと多くの学生が参加すること	4件
⑦	問題はない	2件	vii	その他	15件
⑧	その他	4件			

あくまで学部運営会議ですから、このことはそれほど問題ではありません。むしろ問題なのは、時折私たちがアリバイとして使われることがあることです。つまり、例えば『学生たちにはちゃんと知らされているし、同意も得ている・・・』というふうに、です」

と述べており、参加する学生には弱い権限しか与えられておらず、客体としてヒアリングされているだけにすぎないという、消極的な学生参加観を抱いていることが見て取れる。

問題がないという回答が2件に留まったことは興味深い。このことは大半の学生代表がなんらかの問題を認識していることをうかがわせる。この点に関しC氏は問題が特にはないことを述べた後、

「私が思うに、学生民主主義の主要な課題は、学部の運営において学生たちが持ち得る力の総量（権限の強さ―筆者注―）は、彼らが十分な能力を持っているか否かに大いにかかっていることです。一部の学生代表は、多くの場合、こうした意思決定組織のなかで『軽い扱い』を受けてしまうかもしれません。こういったことの原因としては、学生たちがきちんと準備をするための時間がないことや、組織での経験が乏しく『権力ゲーム』を見る目を持っていないこと、学生代表として務める任期が短く継続性に欠けることが挙げられると思います」

と回答している。すなわちC氏によれば、学生代表となる人物の力量や経験の多寡によっては、制度自体の瑕疵でないことを問題点と感じ取ってしまう可能性もあるということになる。

どのような対策を望むか

続いて、学生代表たちがどのような対策を望んでいるかを問うた項目2の結果を見てみる。

最も多く寄せられた回答は学生参加という制度に対して十分な情報を確実に伝えることを望む趣旨のものであり、15件の記述がこのカテゴリーに入った（表中i）。これらには学生が意思決定に参加するにあたって必要な情報が適切に与えられるべきと訴えるものや、そのような情報や学生組

織の動きを、ポスターやWebサイト等を通じて全学生に伝える必要があると述べるものなどがある。

表中 ii に数えた7件の対策には、オスロ大学や学生の組織が使うことのできる資金の増加を望むものに加え、学部学生委員会のメンバーをフルタイム勤務とするとともに専従秘書の配置を求める声や、学部学生委員会のリーダーに対し給料の支払いを要求するものがあった。

学内の構成員間のコミュニケーションを密にすることが問題の解決に必要なである、というカテゴリー（表中 iii）には5件を計上した。このカテゴリーには構成員間すなわち学生側と大学当局、教職員間、学生同士がより頻繁に接すべしとの意見をも含めた。学内での相互コミュニケーションを向上させることが学生参加を実質化させるうえで効果的であると考えていると推測できる。

表中 v にまとめた記述からは、学生代表たちがもっと自分たちを信頼して欲しい、と考えていることがうかがえる。中でも D 氏は、大学側の大学法についての解釈が学生への権限委譲を制約する方向に働いていると認識しており、適切な解釈をすることでより学生の意向を反映させやすい制度作りが可能であると説く。

「大学と学生議会が大学法の第4章第4—1節 (3) に従って義務をきちんと守ることです。そうすれば学部・学科レベルでの学生代表の基盤がしっかりしたものになります。もしかすると、学部・学科レベルでの学生代表は、契約（大学法第4章第4—1節 (3) にある「取り決め」を指すと思われる一筆者注一）のなかに、さまざまなレベルの学生代表をより強く結びつけるための条項を付け加えることができるかもしれません」

D 氏が言わんとすることは、その後行った追加質問に対する回答を踏まえると以下のように理解できる。すなわち、大学法第4章第4—1節 (1), (3), (4) を見れば、全学レベルの学生議会のみならず学部学生委員会や学科学生委員会も大学運営に貢献する団体として尊重されるべきものであることが分かる。しかし実際には学生議会だけが大学から公式にヒアリング機関としての役割を認められ下位のレベルの組織が軽視されているように思えること、そして、学部学生委員会が扱ったほうがより適切である案件までもが学生議会に持ち込まれるなどの効率的でないやり取りが行われているということである。一学生である D 氏が大学運営に関する法令を熟知し、その解釈を巡って独自の見解を打ち立てていることが興味深い。

この他、興味深い意見としては、学生参加にかかる活動に従事することで単位が認定される仕組みを示唆する記述も確認された。

5. 考察と課題

先行研究はこれまでに学生参加の効果として、それが大学の改善に資することを主張し（例えば McGrath, 1970）、また民主主義や権利の観点から奨励してきた（Menon, 2003）。しかし本研究からは多くの学生がこうした活動に無関心であり学生代表の確保に苦慮している姿や、情報伝達の不備等の問題点が少なくないことが示唆された。加えて、学生が意思決定に参加することが直接に導き

だす利点が依然として明瞭でないことを考慮すれば、学生参加が有害無益とは言わないまでも、今後、多大な労力を割いて整備を続けていくに値するか疑わしいと言わざるを得ない。

無論、学生の声に耳を傾け妥当なものを大学運営に反映していくことは否定されるものではないが、そのためには本稿で示した方法以外の手法すなわちより負担が少なく効率的な別の意見反映方法を模索するほうが適切であるように思われる。あるいは本研究が示した低調さの裏には、すでにメール等を介して担当部署に直接意見を述べることにより、学生団体に代表される学生参加制度を用いずとも大半の問題が解決に向かうような別のルートが確立しつつあるのかもしれない。

学生参加制度そのものの価値の捉え方にしても、具体的な大学の改善や学生の成長といった実際的な利点を追及しようとする発想を抑え、むしろ重要な利害関係者としての学生が審議に同席でき発言でき決議に加わることができる制度が、法令や大学の内規上整っている状態そのものに価値を見出す方向にシフトさせていくことが適切であるように思われる。加えて、これまで我々は学生の参加が低調であると見做しそれを問題視するところから研究を進めてきたが、活動的な学生と一般学生との乖離は、個々の大学内で生じていると捉えるのではなくそれよりも前段階において、学生の参加権を主張しそれを政策レベルにまで展開した一部の学生たちの意識こそが、そもそも国家レベル、全欧レベルの大半の学生の意向を反映したのではなく、一般学生から乖離した特異なものであったと疑うことも重要であろう。

近年の学生参加論を擁護しているボローニャ・プロセスとの関係について言えば、学生参加活動の整備や強化を全欧的な共通理解にまで引き上げたボローニャ・プロセス自体が、ノルウェーにはそれまで存在しなかった学士課程という階梯を出現させたことで、一般的な学生の修学期間は短くなり、これにより学生生活はゆとりを失い結果として学生参加をより低調にする要因となっていることは皮肉なことである。

本研究を終えて残された課題としては、調査のサンプル数の絶対的な少なさ、つまりオスロ大学という一つの大学しか観察できなかったことと、またわずか40名弱の意識調査に留まったことが挙げられる。ノルウェー国内の他の大学に目を向ければそれぞれに差異や特色もあると考えられるが、先行研究の乏しい現時点においては大学内部の運営への学生参加を理解していく端緒として、ノルウェー最大にして最古のオスロ大学1校の事例について紹介することにも意義があると考えた。今後は高等実科学校や私立大学の例も含めてさらなる調査が求められるがそれについては他日を期したい。調査の内容が意識レベルにとどまった点については、可能であれば学生代表が実際に出席する理事会や学部運営会議等を参与観察し、学生代表が教職員との折衝の中で具体的にどのような発言や振る舞いをしそれが運営にいかなるインパクトを与えているのか、その臨場感までを把握すべきであるが、それらの会合が大学内部の閉ざされた審議機関であることや筆者の語学力上の問題から実現には至らなかった。

今後は他の大学に調査を拡大するとともに、学生だけではなく教員や職員や学外者の側から見た学生参加の有効性について引き続き検討を進めていきたい。

【注】

- 1) 現地の学生によれば、学習計画書とは学生が学期初めに大学側に提出する書類である。これには大学が学生に対しその遵守を求める内規が複数並べられており、学生はそれらに同意するという意思を署名で示すことが求められている。
- 2) 大学法第4章第4—1節にある「学生団体」とは別物であり、ノルウェー語では *studentsamskipnad* と呼ばれる団体のこと。この団体は、課外活動や学生寮、学生のための医療サービスや幼稚園など、主として学業以外の学生生活に関わる様々な福利厚生面を支援することを業務としている。
- 3) オスロ大学学生会議の Web サイトより <http://studentparlament.frontdata.no/> (2009年4月27日アクセス)。
- 4) 次に示す事柄について、これまでにそれらを学部学生委員会の仕事として扱ったことがあるか、また学部学生委員会が扱うトピックであると思うかを問うた。23の領域の概略は以下の通り。
領域1：授業のペースが速くてついていけない、領域2：授業の内容が難し過ぎてついていけないし理解できない、領域3：授業の内容が役に立たない、領域4：宿題が多かったり締め切りが厳しかったりする、領域5：教員の不適切な言動、セクハラ、人種差別などの差別、領域6：学生同士のトラブル、領域7：学生主体で運営するパブのメニューや価格、開店時間などについて、領域8：職員の学生に対する不適切な態度、領域9：家族のことや心身に関する個人的な悩み、領域10：課外活動について、領域11：アルバイトの紹介・斡旋、領域12：読書室やパソコン室の開館時間や機種など、領域13：建物の設備、トイレ、冷暖房、障害者用スロープのこと、領域14：喫煙場所の多寡、領域15：大学院進学についてのコンサルティング、領域16：他大学への転学のためのコンサルティング、領域17：これまでに取得した単位数や今後の勉強の進め方、領域18：留学生に対する支援、英語表記を増やすことや国別の学生団体のことなど、領域19：大学上層部のマネジメントへの提言、領域20：教員の人事（昇進や懲戒）に関する事柄、領域21：期待する新入生像への提言、領域22：学部・学科の統廃合について、領域23：学生個人の経済的な事情（奨学金）への支援について。
- 5) あくまで予備調査に留まるものであるため対象者の所属学部等を限定しなかったが、ここで問うた23の職務領域を直接質問紙調査で用いていないことから、当該大学の運営への学生の関わり方を概観するうえで問題はないと思われる。17名の所属学部の内訳は次の通り。神学部3名、法学部2名、人文学部2名、教育学部1名、社会科学部2名、歯学部7名。
- 6) 置いた質問項目は先頭から順に、項目1：現行の学生参加制度にはどのような問題があると思いますか、項目2：どのような新しい対策を望みますか、項目3：誰が（例えば政府、オスロ大学、ノルウェー学生連盟、一般の学生など）その対策を講ずるべきだと思いますか、項目4：どのような領域で、あるいはどのような議題において学生の意見は十分なインパクトを与えていないと思いますか、そしてどのような領域・議題でこそ、学生の意向は適切に反映されるべきだとお考えですか、項目5：学生の意向が、学部の人事案件（採用、昇進、懲戒処分、解雇）

に影響を与えた事例があれば教えてください、項目6：オスロ大学の現在の学生参加制度は、一般の学生に対してどのような利益をもたらしていると思いますか、項目7：大学側は、現在の学生参加制度からどのような利益を得ていると思いますか、項目8：あなたの意見あるいはご経験に基づくと、学部運営会議に学生の代表が（メールやWebを介してではなく）じかに参加していることの主要な利点は何だと思えますか、の8つである。

7) 40名の所属各別内訳は次の通り。人文学部7名、法学部4名、神学部3名、数理学部8名、歯学部2名、教育学部3名、医学部7名、社会科学部6名。

8) 質的データ分析ソフト（Qualitative Data Analysis software：QDAソフト）は、インタビューでの発言やアンケート調査における自由記述などの定性的データの分析を支援するツールとして普及しつつある。代表的なQDAソフトとしては、VERBI社のMAXQDAやQSR International社のNVivoが知られているが、本研究ではインターネット上から無償でダウンロードできるWeft QDA Version 1.0.1を用いた。なお、QDAソフトは多量の定性的データの中から絶対的な単独の解を導くものではなく、あくまで分析者の判断に基づく分類を効率化するに留まる。それゆえに、得られた結果から恣意性を完全に排除することができないという限界がある。

カテゴリー分けの手法として本研究では、まず各人の記述を意味段落に分類しそれぞれに表題を付け、次に全ての回答から集められたこれらの表題を同種のものごとにグループ化し再度名称を付した。こうした手作業による分類を行うことですべての記述の大まかな傾向を掴み表中①～⑧及びi～viiの各カテゴリーを定め、その後Weft QDA上で回答者の記述からこれらのカテゴリーへの分類を直接行っている。

なお、調査言語として用いた英語はノルウェーの公用語ではなく大半の回答者にとっても母語ではないと思われる。そのためか集まった回答には類似の概念を異なる単語で表現している例があった（例えば学生の団体についてunion, association, councilといった表現が混在していた）。従って、精読を繰り返すことでこうしたデータ上の揺れを確認しながら回答者が意図すること逐一汲み取っていく必要があり、また、記述の内容を十分把握したうえで意味段落に分け、表題を付していくという作業を的確に行うためにも和訳することが適当と判断した。

9) 趣旨を変えない範囲で表現を変更した箇所もある。以後の記述についても同様。

【謝辞】

本研究は、2008～2009年にかけて、筆者がノルウェー王国政府奨学生としてノルウェー研究委員会（forskningsrådet）の支援を受けることで実現したものである。同国政府に謝意を表す。

【参考文献】

- 大場淳（2005）「欧州における学生の大学運営参加」『大学行政管理学会誌』第9号，39-49頁。
大場淳（2009）「ポローニャ・プロセスと学生参加」日本教育行政学会研究推進委員会編『学校と

- 大学のガバナンス改革』教育開発研究所，224-241頁。
- 佐藤郁哉（2008）『QDA ソフトを活用する実践質的データ分析入門』新曜社。
- 中村睦男（2007）「大学と学生」『IDE—現代の高等教育』487号（2007年1月号），17-20頁。
- 西山宣昭（2009a）「ノルウェーの高等教育システムについて」堀井祐介編（2009）『北欧における大学運営，大学評価への学生参画システム検証』平成19年度～平成20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書（研究代表者：堀井祐介），金沢大学大学教育開発・支援センター，44-51頁。
- 西山宣昭（2009b）「ノルウェーにおける大学運営への学生参加」堀井編，前掲書，52-55頁。
- 西山宣昭（2009c）「ノルウェーにおける大学評価への学生参加」堀井編，前掲書，56-57頁。
- 堀井祐介編（2009）『北欧における大学運営，大学評価への学生参画システム検証』平成19年度～平成20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書（研究代表者：堀井祐介），金沢大学大学教育開発・支援センター。
- 文部省（2000）「大学における学生生活の充実方策について（報告）—学生の立場に立った大学づくりを目指して」。
- 安原義仁（2008）「大学の誕生と発展」安原義仁・大塚豊・羽田貴史編『大学と社会』放送大学教育振興会，11-24頁。
- 山本眞一ほか（2010）「ボローニャ・プロセスの浸透状況に関する国際比較」『日本高等教育学会第13回大会発表要旨集録』208-211頁。
- Altbach, P. (1992). Politics of students and faculty. Clark, B. R. & Neave, G. (Eds.), *The Encyclopedia of Higher Education*, 2, New York: Pergamon Press, 1438-1444.
- Arnstein, S. R. (1969) A Ladder of Citizen Participation. Originally published as Arnstein, Sherry R. A Ladder of Citizen Participation. *Journal of the American Institute of Planners*, 35(4), 216-224.
- Bergan, S. (2004a) A word from the editor. Bergan, Sjur (Ed.), *The university as res publica: Higher education governance, student participation, and the university as a site of citizenship* (Council of Europe higher education series No.1), Strasbourg: Council of Europe Publishing, 7-11.
- Bergan, S. (2004b) Higher education governance and democratic participation: the university and democratic culture. Bergan, Sjur (Ed.) *ibid.*, 13-30.
- Boland, J. A. (2005) Student participation in shared governance. *Tertiary Education and Management*, 11(3), 199-217.
- Bologna Follow-up Group (2003) “Student Participation in Governance in Higher Education”: Oslo, Norway-12/14 of June 2003.
- Bologna Follow-up Group (2005) *Bologna Process Stocktaking*. Bergen.
- de Boer, H. & Stensaker, B. (2007) An internal representation system: the democratic vision. Maassen, P. Olsen, J. P., (Eds.), *University Dynamics and European Integration*, Dordrecht: Springer, 99-118.
- European ministers (2001) Towards the European Higher Education Area: Communiqué of the meeting of European Ministers in charge of Higher Education in Prague on May 19th 2001.

- European ministers (2003) Realising the European Higher Education Area: Communiqué of the Conference of Ministers responsible for Higher Education in Berlin on 19 September 2003.
- Frydenlund, B. (1999) Student politics in the post-radical era: Student impact in the decision making process at the University of Oslo (Norway) (Kronikk til Zofa, Studentavisa I Ljubljana, Desember 1999).
- Huisman, J., de Boer, H., & Goedegebuure, L. (2006) The Perception of Participation in Executive Governance Structures in Dutch Universities. *Tertiary Education and Management*, 12(3), 227-239.
- McGrath, E. J. (1970) *Should Students Share the Power?: A Study of Their Role in College and University Governance*. Philadelphia: Temple University Press.
- Menon, M. E. (2003) Student Involvement in University Governance: A Need for Negotiated Educational Aims? *Tertiary Education and Management*, 9(3), 233-246.
- NOKUT (2004) The quality convergence study project: Self analysis document from the Norwegian agency for quality assurance in education. Retrieved July 5, 2010 from <http://www.enqa.eu/files/Norwegian%20self-evaluation%20document.pdf>.
- Persson, A. (2004) Student participation in the governance of higher education in Europe: result of a survey. Bergan, Sjur (Ed.), op.cit., 31-82.
- UNESCO (1998) World Declaration on Higher Education for the Twenty-first Century: Vision and Action.

【その他の資料】

「大学と高等実科学校に関する法律」(大学法)。

Lov om universiteter og høyskoler (ノルウェー語版)。

Act relating to universities and university colleges (英語版)。

オスロ大学の Web サイト。 <http://www.uio.no/>

オスロ・アーケフス地区の学生福祉団体の Web サイト。 <http://www.sio.no/wps/portal/sio?reset=true>

上海交通大学による世界大学学術ランキングの Web サイト。 <http://www.shanghairanking.com/Country2011Main.jsp?param=Norway>

The Reality and Challenges of Student Participation in University Governance: Focusing on the Norwegian Case

Daisuke HIROUCHI*

In Europe it has become a common target of the Bologna Process to require students to participate in quality assurance activities, and several organizations have monitored and reported on the degree of attainment achieved by each signatory country. However, these types of reports have focused mainly on external student participation, whereby students engaged in national or international level quality assurance activities outside a campus. Also, the reports tend to emphasize whether or not a country accomplished the criteria, and what is rarely revealed is what methods countries used to implement the internal student participation activities that were linked to external student participation and quality assurance, within an institution.

In this paper, attention has been focused on internal student participation, whereby students engaged in various spheres of university governance. Norway was selected as test case because the country has long tradition of student participation and is reported to be one of the most advanced countries in the Bologna Process, as regards student participation in quality assurance.

The composition of this paper is as follows: first, the background and a brief history of student participation is presented, including a discussion of the University Act of Norway, which requires student participation in university governance. Next, the University of Oslo (the flagship university in Norway) provides a case study for examining the structure of university-level and faculty-level student participation.

Then, the results of a survey, conducted in the University of Oslo in 2009, are presented. In the questionnaire there were eight questions, the first two of which are discussed in this paper: Q1 – ‘What kinds of problems exist in the current system of student participation at the University of Oslo?’; Q2 – ‘What kind of new measures would you like to see put in place?’ The open-ended answers to questions one and two were analyzed using a qualitative data analysis software. The results from answers to Q1 indicated that, in decreasing order: the participation and interest of students was quite low; the system had problems relating to the distribution of information; the system was not well known among the students generally, etc. Also, the answers to Q2 showed the need to: improve the way information was distributed, increase funding, and facilitate communication among members of the university, etc.

* Doctoral Student, Graduate School of Education, Hiroshima University